法改正に伴う定款変更の例①　～理事の代表権の制限～

定款で理事の代表権に制限を加える場合、「理事長は、この法人を代表する。」という規定のみでは、　　理事長以外の理事の代表権が制限されているか否かが必ずしも明確でなく、無用な誤解等を生じさせる　おそれがあるため、「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」の規定を　　置くことが望ましいとされています。

【法改正の概要】

（職務）

第○条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。なお、理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる業務を行う。

⑴～⑶　略

⑷　前号の報告をするため必要がある場合に

は、総会を招集すること。

⑸　理事の業務執行の状況又はこの法人の財

　産の状況について、理事に意見等を述べ、

若しくは理事会の招集を請求すること。

（職務）

第○条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる業務を行う。

　⑴～⑶　略

⑷　前号の報告をするため必要がある場合に

は、総会を招集すること。

⑸　理事の業務執行の状況又はこの法人の財

　産の状況について、理事に意見等を述べ、

若しくは理事会の招集を請求すること。

定款変更認証申請書の記載方法を裏面に示しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更前 | 変更後 | 変更しようとする時期 |
| （職務）第○条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。３～４　略 | （職務）第○条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。なお、理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。附則　この定款は、定款変更認証の日から施行する。 | 定款変更認証の日から |

２　変更の理由

第○条第２項　法改正による規定整備のため